

事務局長、労使交渉を拒否 「現行通り。話すことはない」

前号のニュースでもお伝えした通り、10月19日医療センター総務課長との労使交渉を行い、組合は当局提案の新型コロナウイルス感染症対応の特勤手当支給学について、当局案では専用病棟・救急外来に勤務している職員への手当額が最大月20000円とおさえられていることから、組合では国が新型コロナウイルス感染症患者に対応したダイヤモンドプリンセス号の時の事例、それを根拠にした都立病院や船橋市、県立病院の支給事例並みに日額4000円、陽性患者、また疑いのある患者への対応職員へは同じく日額3000円支給するよう要求しました。

また市独自の新型コロナウイルス感染症緊急対策で示された市内医療機関への慰労金の件について、対象外となった医療センターの医療従事者に対してもそれに相当する手当をと要求しました。

仮設駐車場の利用料の件（「公平で適切な駐車場利用料！を求める署名」全385筆。11月26日当局へ提出予定）では、当局が仮設駐車場料金で利益を計上するのはおかしい、誰でも止められる駐車場なのに、なぜ職員や一部業者だけが経費を負担しなくてはならないのか。駐車場の整備をして利用料金負担者だけの駐車場にし、福利厚生観点からも料金も半減し800円にと要求しました。

病院長への懇談申し入れは、このコロナ禍で疲弊、不安を持っている職員へ直接ねぎらってもらいたい、語りかけてもらいたいとの思いで、8月7日に船橋市長が市職労（市の職員組合）と行った懇談と同じような機会を作って欲しいと求めました。

今回の交渉はこの3点にしばった交渉で、当局は交渉内容を持ち帰り事務局長へ伝えるとのことでした。

11月5日に要求の回答を得ましたが、口頭でコロナ関係の手当の件は当局提案は変更しない。12月中に支給したいので合意してもらいたい。慰労金にかわるものはできない。懇談については感謝の言葉も管理職レベルや各職場へ行ったときに述べており、あえて話すこともなく、必要と考えないとのことでした。

また事務局長との交渉も、平行線でやる意味が無いのでやらないとのこと。

11月18日にも予備交渉をしましたが、組合から新たな提案があれば考えると、当局側から歩み寄る姿勢はうかがえませんでした。慰労金の代わりに今回提案の特勤手当の支給範囲を広げるなどにも難色を示し、とにかく交渉はやる意味が無いの一点張りでした。

労使交渉は法律で認められた労働組合の当然の権利です。

組合は11月19日労使交渉に誠実に応じるよう要求書を提出し、26日までに文書で回答を求めました。

12月3日は総会の日ですが、回答次第ではこの日を交渉に充てる、または社労士を交渉に同席させる、明確な交渉拒否として行動を起こすなど対応を考えています。

当局は誠実に交渉に応じろ

2020 秋季要求書を提出

11月12日に組合は賃金・諸手当と労働条件・労働環境の改善に関わる要求書を提出しました。2020 人事院の10年ぶりとなる一時金期末手当のマイナス勧告に対して、医療センターでも取り組んだ2306筆もの署名の力をバックに市職労は同じ日に異例の市長交渉を行いました。期末手当0.05月削減提案に対し、市職労の「ふなみち」でも伝えましたが会計年度任用職員は今年度実施見送りを勝ち取ったものの、常勤職員については叶いませんでしたが秋闘はこれからです過酷な労働環境を改善し働きやすい職場、賃金改善をめざす要求(要約)を一部下記に示します。

<基本賃金、諸手当>

- 新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当を、上限を決めず市や県並に、患者に直接関わる職員は日額4000円、区域にいる職員は3000円支給すること。
- 船橋市独自の「慰労金」に相当する手当を支給すること。
- 55歳昇給停止を廃止し、最低でも1号アップを図る。運用昇格基準の改善。

<再任用職員、定年延長に関わる要求>

- 定年延長後の60歳を超える職員の給料を削減しない。

<会計年度任用職員に関わること>

- 会計年度任用職員の公務災害(労働災害)の休業補償は特別休暇とし、100%の休業補償を。

<人員などに関わること>

- 人事異動、昇任、昇格を公平・公正に行う。
- 残業縮減に当たっては仕事量に見合う人員を配置し、正規職員の増員で対応すること。また夜勤の回数、連続での夜勤を減らすこと。
- 夜勤時が多忙すぎる病棟は適切な人員配置をする。
- 夏季特別休暇n完全取得のために適切な人員配置、増員を。

<労働環境について>

- 労働基準法改定で時間外勤務の上限規制が定められた。サービス残業(不払い残業)根絶を図るため組合との確認書を結ぶこと。
- 有給休暇の取得率向上。
- 仮設駐車場の路面整備を進め、利用料負担者のみの駐車場とし、利用料も半減するよう見直しをおこなうこと。
- 性別にかかわらず不妊治療休暇を創設する。
- 管理職による残業や休暇などの労務管理にばらつきが無いよう公平公正になる様に指導。
- 早番など公共交通機関が運行していない時間帯でのタクシー使用代金は、全額認めること
- 子のための看護休暇の取得要件を緩和し、家族サポート休暇とすること。また子のための看護休暇の対象範囲を孫まで拡大すること。
- ハラスメントの実態調査を定期的実施し、根絶を図るためにも、繰り返し研修等による周知徹底と対策の強化を図ること。

医療センター職員労働組合

第13回定期総会を開催します

日時:12月3日(木) 17:30~

場所:C402 会議室

※夕食代を出します。お時間のある組合員は参加ください。